

青森県報

第千九百四十八号 平成十三年十一月十六日(金曜日)

目次

告示

○平成十三年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領……………(財政課) ……一

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

○道路の区域の決定……………(道路課) ……二

○道路の区域の変更……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……四

○道路の供用の開始……………(同) ……四

公告

○地域森林計画の案の縦覧……………(林政課) ……五

○地域森林計画の変更案の縦覧……………(同) ……五

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……五

告

示

青森県告示第六百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十九条第一項の規定に基づき平

成十三年十一月七日専決処分した平成十三年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領は、次のとおりである。

平成十三年十一月十六日

青森県知事 木村守男

平成13年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）

平成13年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
平成13年度大家畜経営維持資金の利子補給	平成14年度	千円 3,727

青森県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域

指定居宅サービス事業者 名称 氏名 又 主たる事務所 所在地	居宅サービス 種類	名称	所在地	指 月 日 定
社会福祉法人 社会福祉法人 人鶴松会	痴呆対応 型共同生活 介護	グループ ホーム 鶴松園	北津軽郡 鶴田町 大字廻堰 四二	平成 一三・二一
社会福祉法人 社会福祉法人 人鶴松会	痴呆対応 型共同生活 介護	グループ ホーム 鶴松園	北津軽郡 鶴田町 大字廻堰 四二	平成 一三・二一
社会福祉法人 社会福祉法人 人鶴松会	痴呆対応 型共同生活 介護	グループ ホーム 鶴松園	北津軽郡 鶴田町 大字廻堰 四二	平成 一三・二一
社会福祉法人 社会福祉法人 人鶴松会	痴呆対応 型共同生活 介護	グループ ホーム 鶴松園	北津軽郡 鶴田町 大字廻堰 四二	平成 一三・二一
社会福祉法人 社会福祉法人 人鶴松会	痴呆対応 型共同生活 介護	グループ ホーム 鶴松園	北津軽郡 鶴田町 大字廻堰 四二	平成 一三・二一
社会福祉法人 社会福祉法人 人鶴松会	痴呆対応 型共同生活 介護	グループ ホーム 鶴松園	北津軽郡 鶴田町 大字廻堰 四二	平成 一三・二一
社会福祉法人 社会福祉法人 人鶴松会	痴呆対応 型共同生活 介護	グループ ホーム 鶴松園	北津軽郡 鶴田町 大字廻堰 四二	平成 一三・二一
社会福祉法人 社会福祉法人 人鶴松会	痴呆対応 型共同生活 介護	グループ ホーム 鶴松園	北津軽郡 鶴田町 大字廻堰 四二	平成 一三・二一
社会福祉法人 社会福祉法人 人鶴松会	痴呆対応 型共同生活 介護	グループ ホーム 鶴松園	北津軽郡 鶴田町 大字廻堰 四二	平成 一三・二一
社会福祉法人 社会福祉法人 人鶴松会	痴呆対応 型共同生活 介護	グループ ホーム 鶴松園	北津軽郡 鶴田町 大字廻堰 四二	平成 一三・二一

平成十三年十一月十六日

青森県知事 木村守男

青森県告示第六百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

を次のように決定したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十五日まで青森県県土整備
 部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青森環状野内線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
青森市大字諏訪沢字松代一七七 の一から 青森市大字諏訪沢字岩田二の一 まで	三〇・二〇メートル から 六七・三〇メートル まで	三四三・九〇メ ートル	

青森県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十五日まで青森県県土整備
 部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十六日

青森県知事 木 村 守 男

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間			変更 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
1	県道	青森環状野 内線	青森市大字三本木字川崎五の一から 青森市大字野内字大林二の一〇まで	前	五〇七・八〇〇メートルから 五〇七・八〇〇メートルまで	一、二二〇・七〇メートル			
2	県道	青森東イン ター線	青森市大字三本木字川崎一七九の一から 青森市大字三本木字川崎一一の一まで	前	二二二・八〇〇メートルから 二二二・八〇〇メートルまで	二六〇・〇〇メートル			
			青森市大字三本木字川崎一四八の一から 青森市大字三本木字川崎一四八の一まで	後	四四・四〇〇メートルから 四四・四〇〇メートルまで	二二三・三〇メートル			

青森県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十五日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十六日

青森県知事 木村守男

図面 番号	道路 種類	路線 名	変更の区間		変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考	
3	県道	弘前岳 鰺ヶ 沢線	1	国 道 一〇一 号	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢一三三の七六から 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢一三三の七八まで	後	一九・二〇〇メートルから	六八・七〇メートル	
						前	二八・二〇〇メートルまで		
						後	一九・二〇〇メートルまで		
						前	二八・二〇〇メートルから		
			2	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字三ツ沢五五の四から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野一一四の八まで	後	二〇・五〇〇メートルから	六六三・四〇メートル		
					前	二九・五〇〇メートルまで			
					後	二〇・五〇〇メートルから			
					前	二九・五〇〇メートルまで			
			3	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一五七の一から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字三ツ沢五五の四まで	後	一六・三〇〇メートルから	一〇〇・〇〇メートル		
					前	二六・一〇〇メートルまで			
					後	一六・三〇〇メートルから			
					前	二六・一〇〇メートルまで			
3	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字三ツ沢五五の四から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野一一四の八まで	後	二〇・五〇〇メートルから	六六三・四〇メートル					
		前	二九・五〇〇メートルまで						
		後	二〇・五〇〇メートルから						
		前	二九・五〇〇メートルまで						

青森県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月十五日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十六日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 一〇一号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西松島六七四の二から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田二九の四七六まで	平成一三・二・二六
県道 弘前岳鰺ヶ沢線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字三ツ沢五五の四から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野一一四の八まで	"
県道 三沢十和田線	上北郡六戸町大字犬落瀬字権現沢五四の六六四から 上北郡六戸町大字折茂字冲山一〇の九三まで	一三・二・二六

公 告

地域森林計画の案の縦覧

森林法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九号）附則第三条第二項の規定により、津軽森林計画区に係る平成十四年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六條第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十三年十一月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東地方農林水産事務所、中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、北地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所

二 縦覧期間

平成十三年十一月十九日から同年十二月十八日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九号）附則第三条第一項の規定により、東青森森林計画区に係る平成十三年四月一日から十年間の地域森林計画、三八上北森林計画区に係る平成十二年四月一日から十年間の地域森林計画及び下北森林計画区に係る平成十一年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六條第一項の規定により、公告し、これらの地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、これらの地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成十三年十一月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東地方農林水産事務所、中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、北地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所

二 縦覧期間

平成十三年十一月十九日から同年十二月十八日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技

機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十三年十一月十六日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRダーティペアF	株式会社藤商事
同	CR今夜は最高L7	株式会社三洋物産
同	CR新今夜は最高L8	同 右
同	CR今夜は最高M5	同 右
同	CR新今夜は最高M5	同 右
同	CRフィーバーはっちんGP	株式会社三共
同	からくりキッズDX	株式会社ダイドー
同	CR太陽の季節	タイヨーエレクトク株式会社
同	CR事件ですS	株式会社ソフィア
同	バンバンジャンプ21	同 右
同	ブラックフォース	株式会社ダイドー
同	パワージャンプ	株式会社バルテック

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭